

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

		政策体系上の位置付け																								
施策名	原子爆弾被爆者等を援護すること (I-5-4)	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること																								
施策の概要	被爆者（被爆者健康手帳の交付を受けた者）等に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講ずるという観点から、被爆者に対し、医療費、手当の支給や健康診断等を行っている。																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 原爆被爆者対策については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の前文のとおり、「国の責任」において実施することとされている。被爆者の平均年齢が75歳を超えた現在、健康状態に応じて支給される各種手当及び福祉サービス等に対する個々の被爆者の需用はますます増大しており、健康診断等を通じ、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見、治療を行う必要がある。</p> <p>(有効性) 被爆者の援護に関しては、健康診断の実施、医療の給付を実施しており、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、被爆者の疾病の早期発見・早期治療が可能となる。また、疾病後や被爆者の高齢化に対する援護施策についても、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、被爆者等の援護が有効に行われていると評価できる。</p> <p>(効率性) 被爆者に対する健康診断や医療費の支給等は、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段といえる。</p> <p>(総合的な評価) 平成19年度の被爆者健康診断受診率は77.0%となっている。受診率をみると高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており減少傾向にはあるが、過去5年間の実績平均をみても、被爆者健康診断の受診率は79.5%となっており、被爆者の援護のために適切な施策が行われていると考えられる。 また、疾病後や被爆者の高齢化に対する施策についても、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、今後も引き続き総合的な施策を推進していくことが必要と考える。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <input type="checkbox"/> 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わず引き続き実施 <input type="checkbox"/> 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由) 決算額においては不用が出ているが、20年度より原爆症認定について新しい審査の方針にもとづき審査をおこない、認定被爆者の増大も見込まれることから引き続き認定状況等の様子を見ながら予算要求に反映させていく。</p> </div>																									
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 被爆者健康診断受診率(単位：%) (一)</td> <td></td> <td>82.4 【-】</td> <td>79.4 【-】</td> <td>80.0 【-】</td> <td>78.5 【-】</td> <td>77.0 【-】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は健康局総務課調査による。 ・ 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数 / (被爆者健康手帳交付者数 + 健康診断受診者証交付者数)」により算出。 ・ 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは、原爆投下当時、同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に掲げる区域に在った者をいう。</p>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19	※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）							1 被爆者健康診断受診率(単位：%) (一)		82.4 【-】	79.4 【-】	80.0 【-】	78.5 【-】
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19																				
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）																										
1 被爆者健康診断受診率(単位：%) (一)		82.4 【-】	79.4 【-】	80.0 【-】	78.5 【-】	77.0 【-】																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008	年月日 平成20年6月27日	記載事項(抜粋) 原爆被爆者対策を総合的に推進する。																							